

中小企業における インボイス制度制度等に関する実態調査

参 考 資 料

適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

- 導入時期：2023年10月～
- 導入趣旨：複数税率の下で、適正な課税を確保する観点から導入
⇒売り手が、買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

【区分記載請求書（～2023年9月）】

インボイス制度までの暫定的な制度

請求書
発行日：2019年10月25日

〇×食堂様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
	10%税率対象合計		6,160
	8%税率対象合計		9,180
	合計		15,340

注）※は軽減税率（8%）対象商品

①軽減税率の
対象品目で
ある旨

②税率ごとに合計した
対価の額



【適格請求書（2023年10月～）】

請求書
発行日：2023年10月25日

〇×食堂様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL:03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	消費税		560
	8%税率対象合計		8,500
	消費税		680

注）※は軽減税率（8%）対象商品

⑤消費税率

③登録番号

④税率ごとの
消費税額

- ✓ 記載事項①②未記載の場合は買い手が追記可能
- ✓ 免税事業者でも発行可能
- ✓ 売り手に区分記載請求書の交付義務無し

- ✓ 区分記載請求書に記載事項③④⑤を追加
- ✓ 免税事業者は発行不可（インボイス発行の課税事業者として税務署に登録が必要）
- ✓ 課税事業者は、インボイス交付義務・写しの保存義務が発生
- ✓ 未登録事業者のインボイス発行、偽りのインボイス発行には罰則あり

本則課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者とは

- 事業者は消費税の納税の有無、消費税の申告を行う際の計算方法により3つに分かれる。

本則課税事業者

簡易課税事業者

免税事業者

売上高

※前々年の課税売上高により判定

5,000万円超

5,000万円以下の事業者が選択可能

1,000万円以下の事業者が選択可能

納税額の 計算方法

「売上に係る消費税」
から
「仕入に係る消費税」
を差し引く

みなし仕入率に
よって計算可能
※「売上に係る消費税額」
のみで算出可能

納税義務免除
※納税事務負担に配慮

インボイス の発行

登録すれば
発行できる

登録すれば
発行できる

発行できない

請求書、納品書への影響

- 請求書のみでインボイス要件を満たせない場合、納品書で要件を満たす必要がある
- 返品や、3万円未満の取引の証憑書類もインボイス要件が課される
⇒書類保管コストの増加、請求書と納品書の突合確認事務の増加
⇒端数処理の変更により、アイテム数の多い業種（商社、卸売等）によっては大規模なシステム改修が必要となる可能性

請求書と納品書を
一体としてインボイスとする場合

No * * * * *

2023年10月〇日

請求書

〇×商事株式会社 御中

株式会社〇〇酒店
登録番号:T1234*****

10月納品分

下記のとおりご請求します。

ご請求額 900,000円
消費税（10%）50,000円
消費税（8%）32,000円

内訳：納品書 No.1010-001
No.*****
No.*****

1 インボイスにつき、
税率ごと端数処理 1 回

お支払い期日 2023年11月〇日
金融機関 〇×銀行△□支店 普通 * * * * *

NoA1010-001
2023年10月〇日

納品書

〇×商事株式会社 御中

品名	数量	単価	金額	税率
1 ビール	10	5,000	50,000	10%
2 ジュース	4	1,000	40,000	8%

株式会社〇〇酒店
株式会社〇〇酒店
株式会社〇〇酒店

NoA101010-001
2023年10月〇日

納品書をインボイスとする場合

納品書

〇×商事株式会社 御中

品名	数量	単価	金額	税率
1 ビール	10	5,000	50,000	10%
2 ジュース	4	1,000	40,000	8%

消費税（10%） 5,000
消費税（8%） 3,200
税込合計金額 98,200

1 インボイスにつき、
税率ごと端数処理 1 回

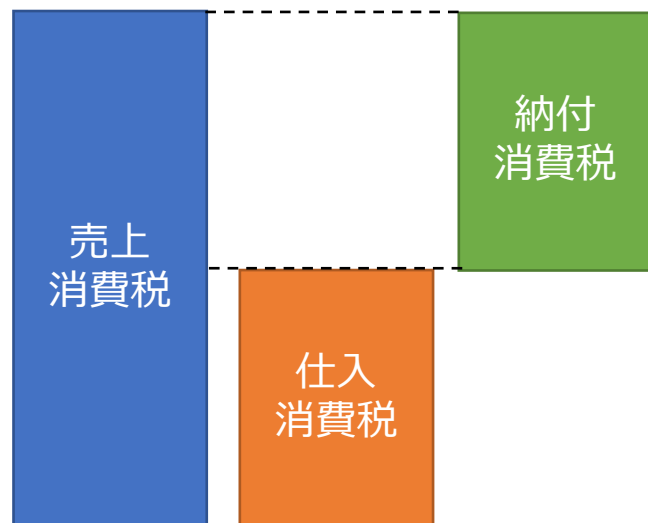
株式会社〇〇酒店
(登録番号T123*****)

インボイス制度導入に伴う免税事業者との取引イメージ

インボイス制度導入前（2023年9月まで）

- 免税事業者から受領した請求書等でも仕入消費税の控除が可能

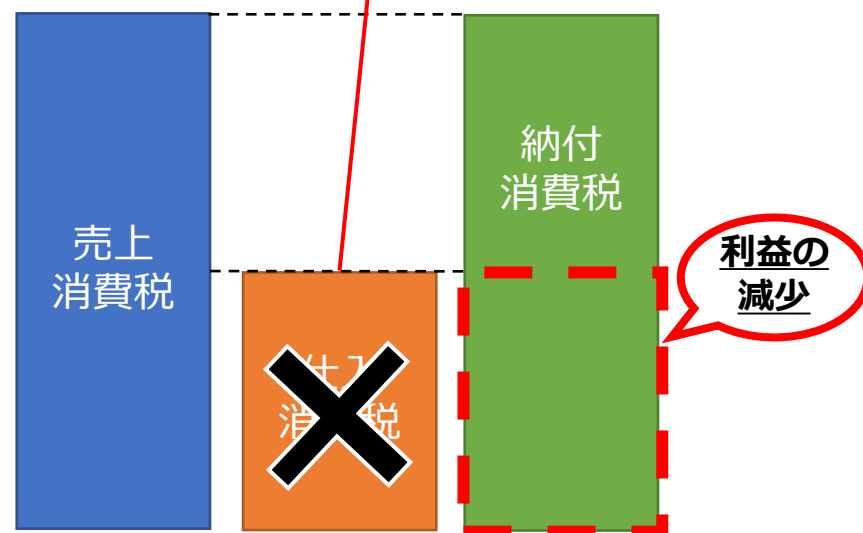
売上時の消費税 - 仕入時の消費税 = 納付する消費税



インボイス制度導入後（2023年10月から）

- 免税事業者から受領した請求書等は、インボイス要件を満たしていないため、仕入消費税の控除ができない
 → 免税事業者との取引は、納付する消費税額が増加（＝利益の減少）するため、免税事業者が取引から排除される可能性

経過措置として、制度導入から6年間は一定割合の仕入税額控除が認められる（当初3年は80%、後の3年は50%）



【事業者免税点制度の趣旨】

小規模な事業者（※）の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

※前々年度の課税売上高が1千万円以下の事業者

免税事業者が課税事業者になることで新たに発生する負担

①請求書・領収書等の保存

- ⇒ 消費税の課税事業者は、日々の記帳に加え、取引先から受領した請求書や領収書等を保存（7年間）する必要（インボイス制度導入後は、自身が発行した請求書等の保存も必要）

②経理処理の見直しと申告

- ⇒ 日々の取引（売上・仕入）を「課税取引（8%、10%）」と「非課税取引」で区別（例えば、人件費は非課税取引）する必要（簡易課税方式を選択していても売上は必須）
- ⇒ 課税期間終了後、消費税の申告・納税を行う必要
- ⇒ 消費税の計算ができる会計ソフトを導入したり、税理士に依頼した場合は、追加の金銭的コストがかかる

③納税と資金繰りの見直し

- ⇒ 売上代金から、消費税を納税する必要
- ⇒ 納税時に資金が足らなくなならないよう、計画的に納税資金を確保しておくための資金繰りの見直しが必要

※消費税は数ある税目の中でも特に滞納が多く、滞納残高は全体の約35%にのぼる。
消費税を滞納すると、延滞税の支払いのほか、納税証明書が発行されないことにより新規融資が困難になるなど、経営に大きな影響を及ぼす



請求書の端数処理ルールの変更

● インボイス制度では、端数処理ルールが変更

- 区分記載請求書 = 明細行ごとの端数処理が可能
- インボイス = 請求書単位の端数処理（税率ごとに1回の計算）

● 明細行ごとに端数処理を行っている場合は、システム改修が必要

- 明細行・アイテム単位で端数処理をしている中小企業の割合(日商調査) **BtoB 約4割、BtoC 約6割**

【区分記載請求書】

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△

※は軽減税率対象

請求金額（税込み）			60,195円	
品名	数量	単価	金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

合
算

合算

【インボイス】

請求書

〇年〇月〇日

〇〇(株) 御中

(株)△△
(T123…)

※は軽減税率対象

請求金額（税込み）			60,197円	
品名	数量	単価	金額	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
花鉢	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

受領額

端数処理

金額が異なる

金額が異なる

(注) 納税額は総額から割り返して計算するため、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \div 2,164$ となり、受領額 < 納税額 となってしまいます。

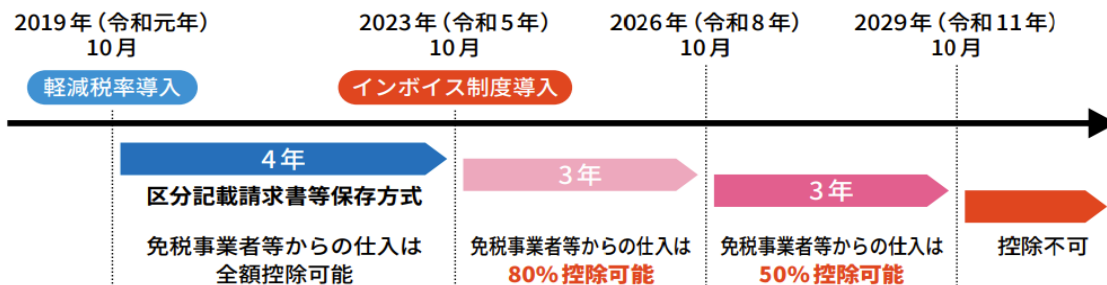
(注) 納税額は総額から割り返して計算するため、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,164) \times 8/108 \div 2,164$ となり、受領額と納税額が一致する。

インボイス制度における主な負担軽減措置

- 2023年10月に開始したインボイス制度における主な負担軽減措置は下記のとおり

① 免税事業者等からの仕入に係る経過措置

- 免税事業者からの仕入は、仕入税額控除を行うことができないが、仕入税額控除を一部認める措置（6年間の経過措置）



② 免税事業者が課税転換した際の納税額に係る軽減措置(2割特例)

※②～④は令和5年度税制改正大綱(2022年12月公表)において講じられた措置

- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する措置（3年間の経過措置）

例：売上800万円（税抜）の免税事業者（イラスト制作）の場合



通常

納税額：40万円

※簡易課税（みなし仕入率50%）を適用

軽減措置

納税額：16万円

※売上税額80万円×2割

負担を軽減

③ 事務負担の軽減措置（少額特例）

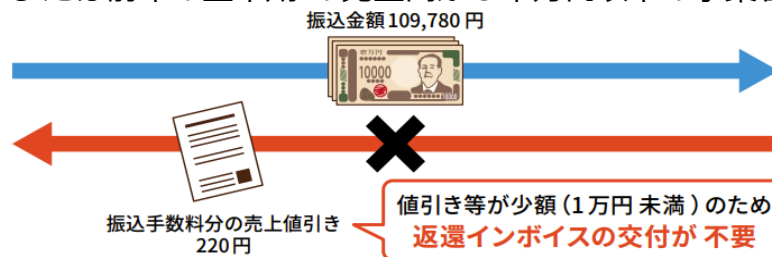
- 中小事業者等（※）の少額の支払い（1万円未満）について、インボイスの保存を不要とする措置（6年間の経過措置） ※前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者が対象

④ 少額な返還インボイスの交付義務免除

- 少額な値引き等（税込1万円未満）について、返還インボイスが不要となる措置（恒久措置・全事業者が対象）



買手



売手

振込手数料分の売上値引き
220円

振込金額 109,780円